

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	人権教育課
処分の 名称	周南市教育集会所使用許可
処分権者	周南市教育委員会教育長、指定管理者
根拠規定	周南市教育集会所条例第7条;第10条
基準規定	周南市教育集会所条例第7条第3項
審査基準	周南市教育集会所条例第7条第3項 （使用の許可） 第7条 3 指定管理者は、集会所を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときはその使用を許可してはならない。 （1） 集会所の設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。 （2） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 （3） 施設、設備、備品その他の物を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 （4） 前3号に掲げるほか、集会所の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
標準処理 期間	7 日
備考	